

大阪広域環境施設組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年4月10日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井千鶴子
同 福田武洋

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和7年3月13日

対象：令和5年度定期監査等

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
1 (1)	住之江工場における公務災害発生時の対応について改善を求めるもの 令和5年3月末に竣工し、令和5年4月から稼働している住之江工場では、組合が直接運営する他の工場と異なり、その事業運営を運営事業者に委託しており、組合は事業運営業務委託のモニタリング、関係部署との連絡調整及び搬入物検査等の業務を行うために職員を常駐させている。 住之江工場に配置している組合	1 ・既に公務災害等発生時に対応可能な近隣の病院等の緊急連絡先を定めていることから直ちに「緊急・救急連絡先一覧」としてまとめ、令和5年12月より事務所内の見えやすい場所に掲示した。 ・また、住之江工場職員と住之江工場で搬入物検査に従事する平野工場職員に公務災害が発生した際の対応方法を示した「情報伝達・行動フロー」を作成し、同様に事務所内に掲示を行った。	措置済	令和6年 3月27日

職員に公務災害や事故等（以下、「公務災害等」という。）が発生した場合に迅速かつ適切な対応ができるよう、あらかじめ病院等の緊急連絡先を定めておくほか、工場内や関係部署との連絡体制を確立させ、職員に周知しておく必要がある。 今回の監査において確認したところ、既に公務災害等発生時に対応可能な近隣の病院等の緊急連絡先を定め、関係部署との連絡体制を確立していたものの、対応方法として一括管理できるようにとりまとめられていない状況であった。また、工場内での掲示や職員への周知はされていなかった。 [指摘事項] 1 施設管理課は、住之江工場における公務災害等発生時の対応方法を一括管理できるようにとりまとめること。 2 施設管理課は、とりまとめた対応方法を住之江工場に配置されている職員へ周知すること。	・ピット火災や台風・地震等の緊急事案ごとの対応方法と、「緊急・救急連絡先一覧」、「情報伝達・行動フロー」を包括的に取りまとめた「緊急時の手引き」（以下、「手引き」という）を令和6年3月に策定し、運用を開始した。なお、手引きは年1回以上の頻度で内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこととした。 ・「手引き」の電子データは、一括管理できるように取り纏め、庁内情報システム上にある住之江工場情報共有フォルダに保存した。 2 ・「緊急連絡先の一覧表」、「情報伝達・行動フロー」は作成後ただちに住之江工場職員、搬入物検査に従事する平野工場職員、運営事業者へ周知を行った。 ・「緊急時の手引き」についても同様に住之江工場職員、搬入物検査に従事する平野工場職員、運営事業者へ周知のうえ、事務所や搬入物検査職員待機室に配架した。 ・「情報伝達・行動フロー」は、公務災害発生時からの詳細な対応	措置済	令和7年 3月11日
--	--	-----	---------------

		方法を示しているが、公務災害発生直後においては、迅速かつ適切な初動対応に必要な内容のみ特化した行動フローが効果的であり、また職員も理解しやすいと考え、令和7年3月に初動対応に特化した簡易フローを作成し、職員へ周知した。なお、簡易フローの電子データも庁内情報システム上にある住之江工場情報共有フォルダに保存している。		
--	--	--	--	--